

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(提案にあたっての基本的な考え方)

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活性化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。

(制度改正の必要性等)

徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。

近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。

なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

公用旅券に関しては、外務大臣が当該旅券の名義人の国籍及び身元並びに当該名義人が国の用務により渡航する者であることを証明する文書であるという公用旅券の性格に鑑み、国の機関である各省各庁の長による外務大臣への直接の請求に基づき発給している。なお、自治体職員であっても国の用務による海外渡航である場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合には、当該職員に対して公用旅券が発給される。

国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、国民各個人からの申請に基づき発給される一般旅券の発給関連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県等が処理すべきものではなく、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領に来ない場合でも旅券発給手数料を返還しない

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】
現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。

【支障事例】
しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに来ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。
(当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件)

【制度改正の必要性】
については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに来ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

行政庁が一般旅券の発給申請を受理した時点において、申請者には手数料を納付する義務と旅券の引渡しを求める権利が発生し、行政庁側には手数料を受け取る権利と旅券を引き渡す義務が生じており、双務的な債権債務関係が生じる。例えば、申請者が有効期間10年(又は5年)の数次往復旅券を申請したにもかかわらず、限定旅券が発給された場合や発給拒否を行った場合には、行政庁側に「債務不履行」の責任又は「不当利得」の返還責任が生じると考えられることから、それぞれの場合に応じて手数料を返還しなければならないこととなる。

上述のとおり、申請時納付制度を導入するに当たっては、交付時に受領にこない場合でも旅券発給手数料を申請者に返還しなければならないことから、還付制度の導入やコスト増の影響を検討する必要がある。さらに、申請者との関係において相当程度の事務の混乱が生じる可能性が高いほか、寧ろ、都道府県旅券事務所や市町村窓口における事務量の増加に伴う行政コストの上昇により、手数料を引き上げざるを得ないと考えられるが、これは、事務の合理化による経費節減という行政コスト削減とは相容れない。

このため、外務省としてもこれまでに、旅券手数料の申請時納付制度の導入の可能性等を検討した経緯はあるが、申請時納付制度を導入し、かつ、受領にこない場合でも旅券発給手数料を返還しないこととすることはできない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

【地域の実情を踏まえた必要性】

【制度改正による効果】

【想定される懸念の解消策】

根拠法令等

各府省からの第1次回答

JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。

JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。

今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。